議案第１２７号

三次市広島ふるさと村設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和８年１１月２７日

三次市長　福　岡　誠　志

三次市広島ふるさと村設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市広島ふるさと村設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第３条第３号を次のように改める。

⑶　多目的広場

別表中

「

利用料金
１夜につき　３，０００円
１夜につき　４，０００円
１室につき　３，０００円
１室につき　４，０００円
１室につき　４，０００円
１室につき　２，０００円
１室につき　３，０００円
１室につき　３，０００円
１室につき　３，０００円

１室につき　３，０００円
１室につき　４，０００円
１人１回につき　２００円
１人１回につき　３００円

」を

「

利用料金
１夜につき　５，０００円
１夜につき　６，０００円
１室につき　５，５００円
１室につき　８，０００円
１室につき　８，０００円
１室につき　５，５００円
１室につき　８，０００円
１室につき　８，０００円
１室につき　５，５００円
１室につき　８，０００円
１室につき　８，０００円
１人１回につき　２５０円
１人１回につき　４００円

」に、

「

運動広場	テニスコート	９時から１２時まで	１面につき４４０円
		１２時から１７時まで	１面につき６６０円
	ゲートボールコート	９時から１２時まで	１面につき２２０円
		１２時から１７時まで	１面につき３３０円

」を

「

多目的広場	９時から１２時まで	４４０円
	１２時から１７時まで	６６０円

」に

改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。